

暗号資産交換業者宛ての振込みについて

令和7年12月16日

特殊詐欺・架空請求詐欺等による多額の被害金が暗号資産交換業者宛へお客様ご本人以外の名義で振り込みを行う事例など、不正に送金されるケースが増加しております。

協栄信用組合（理事長：池内博）は、お客様保護や不正送金防止の観点から、窓口、ATM 及びインターネットバンキングでのお取引において、金融庁ホームページ（暗号資産交換業者登録一覧）に掲載されている暗号資産交換業者宛ての振込で、ご本人以外の名義に変更したお振込みは制限させていただく場合がございます。

金融庁ホームページに掲載されていない暗号資産交換業者へのお振込みはご注意いただくとともに、暗号資産交換業者へのお振込みは、必ずお客様ご本人名義にてお願ひいたします。

以上

【本件に関するお問合せ先】

協栄信用組合事務管理部

TEL : 0256-61-1506

FAX : 0256-61-1516

e-mail : jimukan@kyoei-shinkumi.jp